

財団法人犯罪被害救援基金の概要

平成 22 年 12 月

団体名 財団法人犯罪被害救援基金

住 所 東京都千代田区平河町 2-3-6

平河町共済ビル内

理事長 張 富士夫

1 基金の発足

昭和 55 年、犯罪被害者給付金支給法の成立に際し、衆参両議院において犯罪被害者の遺児等に対する奨学金制度等に関する救済措置の附帯決議がなされ、経済的に困難な状況にある犯罪被害者の遺児等に対する学費給与等の救援事業を行うため、昭和 56 年 5 月、内閣総理大臣、文部大臣の許可を受け、民法第 34 条に基づく公益法人として発足。（発足時資産は約 1 億 410 万円で、ほとんどが全国警察職員による寄付で、本年 10 月の基本財産は約 4 億 9700 万円）

2 組織（平成 22 年 10 月 1 日現在）

- ・ 理事 8 人（常勤 1 人・非常勤 7 人）定例評議員会・理事会年 2 回
- ・ 監事 2 人
- ・ 評議員 25 人
- ・ 奨学生選考委員会委員 5 人（年 4 回）
- ・ 支援金支給審査委員会委員 6 人（年 1 回）

3 事業概要

- ・ 奨学金等の給与 平成 21 年度 361 人 約 6,800 万円（平成 22 年度予算約 7900 万円）

設立当初から平成 21 年度までの合計 1,846 人 約 19 億 9,700 万円

- ・ 犯罪被害者支援団体等への助成 平成 21 年度 約 325 万円 平成 22 年度予算 430 万円

平成 9 年度から同 21 年度までの合計

約 2 億 1575 万円（但し、平成 9 年から 14 年まで日本財団の助成 約 1 億 9599 万円を含む）

- ・ 支援金支給事業 平成 21 年度 800 万円 平成 22 年度予算 2000 万円

（注）犯罪被害者基本計画に基づく「経済的支援に関する検討会」の最終とりまとめが平成 19 年 1 月犯罪被害者等施策推進会議に報告されたことを受けて、基本法の趣旨を踏まえ、平成 20 年 12 月 16 日から支援金支給事業を行っている。

4 基金の特徴

基金は、もっぱら被害者等の支援を目的とする団体であって、適正かつ中立・公平に被害者等の視点に立って関係機関と連携し、全国の被害者等のために施策を展開する団体である。

- ・ 被害者の視点に立った被害者支援のみを業務とする。
- ・ NPO 法人全国被害者支援ネットワーク等全国の支援団体と連携し実績をあげている。
- ・ 被害者に最初に接する警察をはじめ関係機関と緊密な連携が可能であり、早期援助団体を目指す全国の犯罪被害者支援団体に対して具体的な支援を行っている。
- ・ 知識・経験を有するスタッフのもと組織としてのノウハウの蓄積がある。

(財)犯罪被害救援基金のあらまし

〈発足・発展の経緯〉

犯罪被害救援基金は、昭和55年の犯罪被害者等給付金支給法成立の際の衆・参両議院における附帯決議を受けて、犯罪被害者の子弟のうち、経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金の給与その他の救援事業を行うことを目的として、昭和56年5月に発足。

また、民間の犯罪被害者支援団体の育成強化のための助成を平成9年から実施。

さらに、平成19年11月の犯罪被害者等施策推進会議における、公的な救済の対象とならない犯罪被害者等であって、個別の事情に照らし、何らかの救済の手を差し伸べないと基本法の趣旨を全うできないと思われる特別の理由がある者に対しては、民間の浄財による基金において、一定の指針の元に、給付を行うような仕組みを構築すべきである旨の決定を実現するため、支援金支給事業を実施。

〈犯罪被害救援基金の主な事業〉

○ 犯罪被害遺児等に対する奨学金等の給与（平成22年度事業費 約7,900万円）

- ・ 累計（平成22年3月末） 奨学生：1,846人 給与額：約19億9,700万円
- ・ 平成21年度 奨学生：361人 給与額：約6,800万円

○ 犯罪被害者等支援団体の育成強化（平成22年度事業費 430万円）

- ・ 平成21年度 助成先：全国の民間被害者支援団体等

○ 支援金支給事業（平成22年度事業費 2,000万円）

- ・ 平成21年度 2件 800万円

振り込め残余金により、抜本的充実を図る必要

犯罪被害救援基金が目指す被害者支援の抜本的な充実

① 民間団体への助成の充実

欧米と比較して、財政基盤の脆弱な我が国の民間被害者支援団体の活動を充実させるため、活動経費を助成。
助成に当たっては、公平性、説明責任及び効率性を重視。

民間団体による被害者支援の充実

公平性

説明責任

効率性

安定的な財政

- 助成対象・・・犯罪被害者支援を行う民間団体
- 公平性・・・外部有識者による審査機関による助成の適否等の審査
- 説明責任・・・助成先、助成の成果等については広く公表
- 効率性・・・評価のフィードバック等により、民間団体の活動を効率化

② 支援金支給の充実

犯罪被害者等基本計画の定める、現在公的な救済の対象とならない海外における犯罪の被害者等の救済を更に充実させる必要。

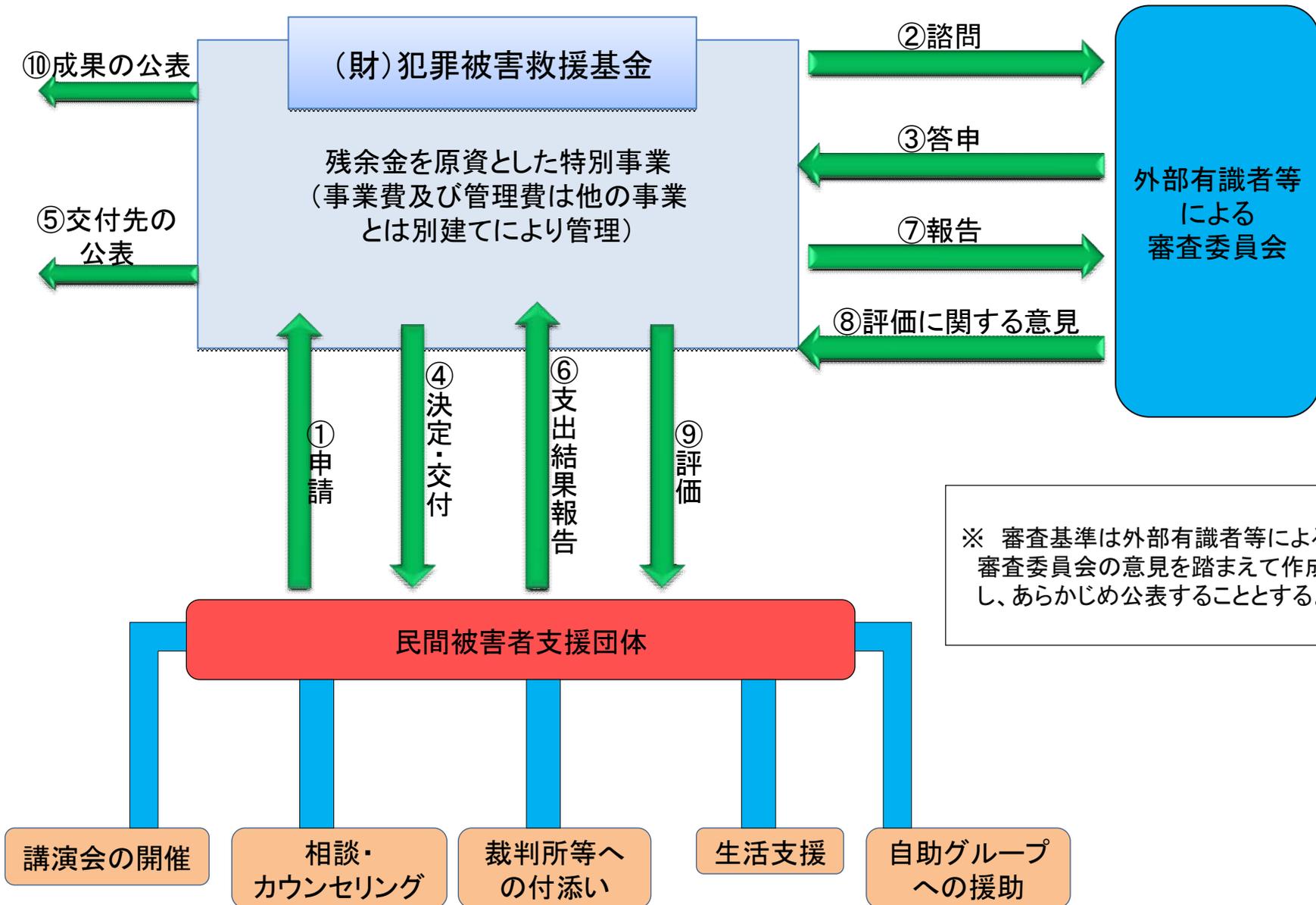


〈課題〉

海外犯罪による死者・・・年間20人前後
財源不足から、困窮要件を課すなど、限定的な救済に留まっている。

振り込め残余金を新たな財源とし、海外における犯罪被害者等に対する支援金支給を抜本的に充実
※ 有識者等による支援金支給審査委員会は設置済

民間被害者支援団体への助成の充実の新たなスキーム



✪ 組織

当基金は、役員(理事・監事)、評議員、奨学生選考委員及び職員から構成されており、業務の運営は理事会、評議員会、奨学生選考委員会、支援金支給審査委員会等によって行われています。

なお、決定された事項を適切かつ能率的に行うため事務局が置かれています。

✪ 役員等(平成22年8月11日現在)

理事長	張 富士夫	(トヨタ自動車株式会社代表取締役会長)
常務理事	黒澤正和	(犯罪被害救援基金)
理事	國松孝次	(救急ヘリ病院ネットワーク理事長)
〃	渥美東洋	(中央大学名誉教授)
〃	田宮榮一	(警察研修社取締役会長)
〃	木村治美	(共立女子大学名誉教授)
〃	細井洋子	(東洋大学社会学部教授)
〃	山上 皓	(国際医療福祉大学教授)
監事	佐藤英彦	(警察共済組合理事長)
〃	大森政輔	(弁護士 八重洲法律事務所)
評議員	広瀬道貞	(日本民間放送連盟会長)
〃	鳥原光憲	(日本ガス協会会長)
〃	木村昌平	(全国警備業協会会長)
〃	米倉弘昌	(日本経済団体連合会会長)
〃	内山 齊	(日本新聞協会会長)
〃	大谷 實	(学校法人同志社総長)
〃	近藤義人	(近藤歯科医院院長)
〃	林田英治	(日本鉄鋼連盟会長)
〃	福地茂雄	(日本放送協会会長)
〃	桜井正光	(経済同友会代表幹事)
〃	麻生 渡	(全国知事会会長)
〃	上野 徹	(日本雑誌協会理事長)
〃	岡村 正	(日本商工会議所会頭)
〃	奥 正之	(全国銀行協会会長)
〃	磯邊律男	(全国警察官友の会会長)
〃	相澤弥一郎	(日本青年会議所会頭)
〃	渡邊光一郎	(生命保険協会会長)
〃	岩武俊広	(日本自動車工業会理事)
〃	鈴木久仁	(日本損害保険協会会長)
〃	岡田俊邦	(全国防犯協会連合会会長)
〃	清水正孝	(電気事業連合会会長)
〃	前 哲夫	(日本証券業協会会長)
〃	安藤實親	(作曲家)
〃	武藤 誠	(著述業)
〃	鎌原俊二	(警察職員生活協同組合理事長)

通り魔犯罪の被害者や 遺児などに愛の手を

寄付のお願い

当基金事業へのご理解とご支援をお願いし、合わせて金額の多少にかかわらず、ご寄付を賜りますようよろしくお願いします。

寄付金は、課税優遇措置の対象です。

当基金は、特定公益増進法人として内閣総理大臣および文部科学大臣から認定を受けており、当基金への寄付金については税制上の優遇措置が受けられることになっています。

寄付をしていただく場合

●郵便局に振り込んでいただく場合

口座番号 00120-4-37666
口座名義 財団法人犯罪被害救援基金

●銀行へ振り込んでいただく場合

振込先の口座番号については、当基金に直接お電話を下さるか、最寄りの警察本部又は警察署を通じて当基金にお問い合わせ下さい。

●「ふれあいの箱」(募金箱)に寄付をしていただく場合

各警察施設、事業所などの窓口に置いてある「ふれあいの箱(募金箱)」にお願いします。



犯罪にあわれた被害者の
遺児たちに幸せを

皆様の善意に支えられ、被害者の遺児たちを
対象とした奨学金事業を行っております。

財団法人 **犯罪被害救援基金**
後援／警察庁

住所／東京都千代田区平河町2丁目3番6号
TEL 03-5226-1020・1021 FAX 03-5226-1023
http://www.koueki.jp/disclosure/ha/hanzai_higai/

※このパンフレットは、社会安全研究財団の助成により作成したものです。

❁ 設立の趣旨

通り魔殺人や強盗殺人などの凶悪犯罪によって理由もなく殺され、または大怪我をさせられた被害者やその遺族が、大きな精神的・経済的打撃をこうむりながら何らの救済措置も講じられなければ、文明国の法制度として著しく均衡を欠くことになります。

このような基本認識に立って、昭和56年1月犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律が施行され、犯罪被害者を国庫によって救済する制度がスタートしましたが、給付金額や受給権者の範囲等には、おのずから制度的な限界があり、これだけでは犯罪被害者及びその遺族の救済に十分でない面があると思われまます。

特に、通り魔殺人等の凶悪犯罪によって父や母など保護者を失ったいわゆる犯罪被害者遺児が毎年数多く出ていて、しかも人格形成途上にあるこれらの遺児の多くは、経済的理由により修学援助を必要としている実情を考えると、これらの遺児たちの修学については何らかの援助を行う必要があると痛感されます。

そこで、当基金は、昭和56年5月21日国庫とは別に広く国民の皆様からの浄財を募り、これを基金として発足し、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与等の救済事業を行い、もって我が国における犯罪被害者に係る救済制度のより一層の充実に寄与することとしたのです。

❁ 目的

当基金は、人の生命又は身体を害する犯罪行為により不慮の死を遂げ、又は、重障害を受けた者の子弟のうち、経済的理由により修学が困難な者に対する奨学金又は学用品費の給与、その他の犯罪被害者に係る救済事業を行うことを目的として、昭和56年5月21日に内閣総理大臣及び文部科学大臣(当時・文部大臣)の許可を受けて設立された財団法人です。

この目的を達成するため、次の事業を行っています。

- (1) 学生、生徒及び児童に対する奨学金又は学用品費の給与
- (2) 学生、生徒及び児童の生活の指導及び相談
- (3) 犯罪被害者等に対する救済事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

❁ 事業概要

1. 奨学金等給与事業

● 次の各要件に当てはまる方々を奨学生として採用しています。

- 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子弟
- 犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子弟
- 小学校、中学校、高等学校、大学(大学院を除く)、高等専門学校、特別支援学校又は専修学校の専門課程若しくは高等課程に在学し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学資の支弁が困難であると認められる子弟

● 奨学金の給与月額

小学生	10,000円
中学生	12,000円
高校生	国公立 17,000円 私立 25,000円
大学生	国公立 25,000円 私立 30,000円

● 奨学(入学)一時金

小学生	70,000円
中学生	30,000円
高校生	国公立 30,000円 私立 30,000円
大学生	国公立 70,000円 私立 70,000円

(注) 奨学金は給与ですから、返済する必要はありません。
 (注) 上記の各要件に当てはまり奨学金等給与を希望される方は、当基金または最寄りの警察署にご相談ください。
 (注) 給与月額は平成22年度から増額しております。

● 最近5カ年の奨学生採用状況及び奨学金等給与額

年 度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
学生数(人)	366	369	394	384	361
奨学金(円)	62,540,000	63,054,000	73,853,000	71,752,000	67,780,000

2. 支援金支給事業

公的給付等の支給対象外となった犯罪被害者等で現に著しく困窮している方に対し、支援金を支給する事業を平成20年度から実施しております。該当すると思われる方は、ご相談下さい。

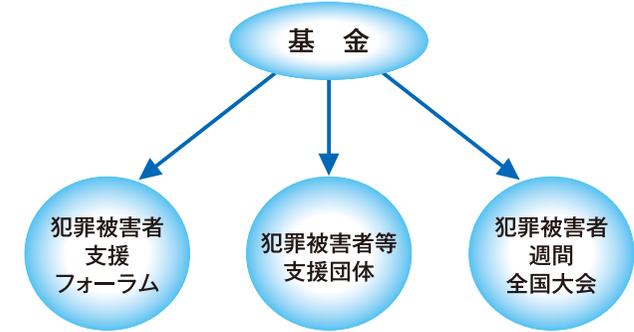
3. 生活の指導及び相談事業

奨学生、保護者との交流を深めることにより、犯罪被害により受けた精神的打撃の緩和を図ることを目的として、次の事業を行っています。

- 機関誌「ふれあい」の発行
- 電話相談コーナーの開設 TEL.03(5226)1021

4. 支援事業

● 民間被害者支援団体に資金援助をしています



5. その他の主な推進事業

● 社会共助意識の高揚施策

犯罪によりかけがえのない家族を亡くし、いわれのない被害に遭って泣いている被害者に対しては、社会全体でこれを支えあう社会の構築が求められています。

当基金では、これら被害者に対する支援を呼びかけるためのポスター、リーフレット、小冊子等を作成し、民間犯罪被害者支援団体、警察関係機関、都道府県市区町村等に頒布しています。

当基金の奨学金給与事業等は、皆様方からのご寄付によって支えられています。

平成21年度実績

